

中国における現地企業とのアライアンスによる進出に際しての留意点

天達共和法律事務所

管 冰



天達共和法律事務所は1993年に設立された天達法律事務所と1995年に設立された共和法律事務所が、2014年に合併した事務所である。所属弁護士、弁理士は数百名におよぶ総合法律事務所である。弁護士である管冰氏は2001年より弁護士活動を開始し、特許、商標、著作権、不正競争防止等の知的財産分野を中心に、多くの日本企業及び中国企業にリーガルサービスを提供している。

中国における現地企業とのアライアンスによる進出としては、投資および貿易の形態がある。投資に際しては、外商投資産業指導目録に基づき、奨励産業、制限産業および禁止産業が規定されている。また技術供与契約については、自由技術、制限技術および禁止技術が規定されている。その他、進出に際しては労働契約法改正により労務管理に関する規定が厳格となっており、労働紛争を避けるために労務管理制度を設ける必要がある。他に、営業秘密の保護や技術漏洩防止にかかる対策を講じる必要もある。

■ 現地企業とのアライアンスの形態

投資：合併、買収

貿易：一般取引、OEM、サービス貿易（技術ライセンス、商標ライセンス）、共同開発

■ 中国への進出に関する主な法律規定の仕組み

投資に関する主な法律規定は以下の通りである。

- ・ 公司法
- ・ 中外合資経営企業法
- ・ 中外合資企業法実施細則
- ・ 外商投資産業指導目録

貿易に関する主な法律規定は以下の通りである。

- ・ 契約法

- ・ 専利法
- ・ 商標法
- ・ 技術輸出入管理条例

■ 現地企業とのアライアンスによる進出に際しての留意点

(1) 企業設立には中国の管轄当局による許認可が必要

中国の外商投資産業指導目録は、外商投資産業を奨励産業、制限産業および禁止産業に分類している。「目録」に含まれていない産業は中国の法律・規則で明確に禁止されていない限り、中国国内で許可されるものと見なされる。

奨励産業： 中国の経済・産業の発展に寄与する業種（ハイテク・バイオ技術を有するもの）等

制限産業： 資源節約・生態環境改善に不利なもの等

禁止産業： 環境汚染被害を及ぼすもの、法律・行政法規に規定するもの等

奨励産業に投資する外商投資企業（外国の法人または個人が中国に設立する現地法人形態の総称）は、関係部門の承認を得て、免税や税率の引き下げなどの優遇措置を受けることができる。制限産業に投資する外商投資企業は、関係部門の承認を得て、一定の所有権の制限を受ける形で投資が認められる。外商投資企業は、禁止産業への投資は禁止される。

(2) 労務問題

中国において2008年1月1日に施行された労働契約法では労務管理に関する規定が厳格になり、従業員に有利な内容となっている。契約書の締結、労働時間、残業代、経済補償金や、解雇手続きに関する規定が厳格化され、労働紛争における労働者権利保護の傾向も見られる。企業と従業員との労働紛争を避けるため、不備のない社員管理制度（労働契約書、社内規則など）が必要である。

(3) 技術供与契約の許認可手続

中国へ輸入する技術は、中国技術輸出入管理条例により、自由技術、制限技術、禁止技術に分けられている。輸入する技術が自由技術に該当する場合、中国国内のライセンシーがライセンス契約などの必要書類を提出し、商務部で技術輸入契約を登記する必要がある、技術が制限技術に該当する場合、商務部の許可証を取得しなければならない。輸入禁止技術は中国に輸入することができない。

自由技術：輸入禁止技術及び輸入制限技術以外の技術

制限技術：輸入制限技術で認可が必要となる技術

禁止技術：輸入が認められない技術

制限技術、禁止技術は中国輸入禁止輸出制限技術目録に定められている。

(4) 営業秘密の保護および技術漏洩防止

中国の現地企業とのアライアンスを通じて中国へ進出する際は、自社の技術および営業秘密を守ることが極めて重要である。中国不正競争防止法は「秘密情報とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を備え、かつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報および経営情報をいう」と規定している。日本企業はその技術および営業秘密が会社の重要な財産であることを念頭に置き、中国法に基づき、秘密保持制度および技術漏洩防止策を策定するべきである。

■ 参考情報

- ・ 外商投資産業指導目録
- ・ 中国労働契約法
- ・ 中国不正競争防止法
- ・ 中国技術輸出入管理条例

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)